

【SHK制度】森林等炭素蓄積変化量算定シート 入力の手引き

【ニチハ CO₂固定量証明書で簡単入力】

- ① ニチハ CO₂固定量証明書をご準備ください。
お手元がない場合は、元請様などを通じてCO₂固定量証明書発行を依頼してください。
- ② 環境省：「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」ウェブサイト
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual.html> より
「算定シート2-1-2 使用した木材（個票）」と「森林等炭素蓄積変化量算定シート（木材）」
をダウンロードしてください。
- ③ 下図を参考に、「算定シート2-1-2 使用した木材（個票）」の「記号A～H」の
各欄へ入力してください。（表①【算定シートの各項目について】を参照ください）
- ④ 入力した算定シート2-1-2を「森林等炭素蓄積変化量算定シート（木材）」
へ転記してください。
- ⑤ 報告時には作成した算定シートと一緒にCO₂固定量証明書の写しを添付してください。

【算定シート 入力箇所】 ※算定シート2-1-2 使用した木材（個票）より抜粋

通し番号	部品、製品名等	数量	区分(製材・合板・木質ボード)	構造材/非構造材の別(建築物その他の工作物の場合)	国産材使用量(数量1当たり)				木材使用量(本質ボード区分であって、国産材使用量が不明な場合)(数量1当たり)				国産材使用量小計(m ³)	国産材使用量小計(kg)	木材の炭素含有率	炭素蓄積の量(t-CO ₂ e)	合法性を確認できる伝達情報等		備考
					材積(m ³)	樹種	木材の密度(t/m ³)	重量(kg)	材積(m ³)	木材の密度(t/m ³)	重量(kg)	国産材率(%)					伝達情報等の件名等	日付	
記載不要	A	B	C	D	E	F	記載不要・又は自動算出										G	H	

表①【算定シートの各項目について】

記号	項目	入力内容	備考
A	部品、製品名等	使用された商品に応じて、以下の内容を入力してください ①「ニチハ製 窯業系サイディング」 ②「センチュリー耐火野地板」 ③「ニチハ製 窯業系サイディング・センチュリー耐火野地板」	①サイディングのみ使用の場合 ②耐火野地板のみ使用の場合 ③両方を使用する場合
B	数量	外壁・屋根合計の「上記製品を施工した平米数」を入力してください	納品数量とは異なりますのでご注意ください 不明な場合は元請様にご確認ください
C	区分(製材・合板・木質ボード)	「製材(製材・集成材・CLT等)」を選択してください	
D	構造材/非構造材の別	「非構造材」を選択してください	
E	材積(m ³)	CO ₂ 固定量証明書の値を入力してください	1平米あたりの国産木材使用量(0.●●立米/平米)を記入します
F	樹種	「樹種不明」を選択してください	実際はスギ、ヒノキなど複数樹種を使用していますが該当する項目がないため「樹種不明」を選択します
G	伝達情報等の件名等	「ニチハ CO ₂ 固定量証明書」と記載してください	CO ₂ 固定量証明書にて使用木材の合法性を担保します
H	日付	CO ₂ 固定量証明書に記載されている日付を入力してください	

木材製品利用による炭素蓄積量 算定・入力に関するFAQ

【入力内容について】

Q. 「C・区分」について：ニチハ製品は「木質ボード」に該当しないのですか？

A. 該当しません。一般的な「木質ボード」は接着剤等を含むため、専用の係数を掛け合わせて木材量を算出します。
しかし、当社（ニチハ）製品においては製品中に含まれる純粋な木材量のみで算定しており、「製材」と同じ扱いとなるためです。

Q. 「F・樹種」について：なぜ選択肢が「樹種不明」になるのですか？

A. 当社製品にはスギやヒノキなど複数の樹種を使用していますが、システム上「2種類（以上）の木材の混合」といった選択肢がないため、便宜上「樹種不明」を選択する仕様となっております。

【報告時期・対象について】

Q. 報告対象となる年度は、「木材の購入日」と「建物の完成日」のどちらを基準にすればよいですか？

A. 増加した炭素蓄積の量の算定対象は、算定対象年度※1に新築、増改築又は取得した、建築物等に使用した、合法性が確認された国産材等です。新築又は増改築した建築物等については、算定対象年度に竣工（完成）したものを任意で算定・報告することができます。

※1 例えば、2027 年度に行う報告における算定対象年度は、2026 年度（2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日）
（環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.1) (令和8年3月)」より抜粋）

Q. 木材の「合法性」はどのように証明すればよいですか？

A. 本制度において算定対象となる、合法性が確認された木材は次のものを指します。

- ① クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等
- ② 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年林野庁作成）に基づき
合法性が証明された木材等（ただし、クリーンウッド法対象外の品目（例：階段ユニット、窓枠等）に限る）
（環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.1) (令和8年3月)」より抜粋）

※ニチハ製品の場合、「CO2固定量証明書」が合法性の証明を兼ねているため、報告時には該当証明書の写しをご提出いただければ問題ありません。

Q. 排出量の調整（報告）は、建物が建っている期間中、毎年行う必要がありますか？

A. 炭素蓄積変化量（増加量）を報告した特定事業所排出者は、報告初年度以降は毎年度報告が必要となります。
増加した炭素蓄積の量、減少した炭素蓄積の量のいずれも該当がない年度は0とし、過年度に報告した木材のうち、継続して使用中のものの炭素蓄積の量を報告します。
（環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.1) (令和8年3月)」より抜粋）